

都市ガスをご利用いただいているお客さまへ



ガス小売の全面自由化と ガス料金改定のお知らせ

vol. 1



都市ガス小売の全面自由化が始まります

ガス事業法が改正され、平成 29 年 4 月 1 日から都市ガスの小売全面自由化が始まります。

これは、都市ガスをお使いのすべてのお客さまが、都市ガスの購入先を自由に選択できる制度となります。

今後、新しいガス小売事業者が、お客さまの地域で、ガス供給を行うときは、その事業者からガスを購入することも選択できることとなります。

ご契約をいただいているお客さまへ

平成 29 年 3 月 31 日時点で、家庭用などの一般契約や温水暖房契約などの選択ガス供給契約並びに業務用メニューをご契約いただいているお客さまにつきましては、平成 29 年 4 月 1 日以降、ご契約内容を次ページのとおり一部変更させていただきます。契約期間の定めのある契約(時間帯別B契約など)をされているお客さまは、次の契約更新まで現契約が継続されます。

次ページの変更内容をご承諾いただき、ガス水道局との契約をご継続いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

自由化に伴う変更点

- ① 他のガス小売事業者へ契約を切り替える場合には、ガス水道局との契約については、解除の手続きをとらせていただきます。
- ② 都市ガスの工事を実施するお客さまは、今までどおりガス水道局にお申込みください。
- ③ ガス水道局は、供給条件を変更することがあります。お客さまは、変更後の供給条件に異議がある場合、解約することができます。（期間の定めのある契約においては、契約期間中であっても同様といたします。）
- ④ ガス料金等の供給条件の変更を行う場合（ガス供給条例の改正を行う場合など）には、その変更内容や新たな契約期間をお客さまに書面やインターネット等によりお知らせいたします。
- ⑤ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、ガス供給条例等の改正を行っています。

上記の変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

その他の改正事項

- お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」が設定されます。ガス水道局では、これまでの「施設番号」（「ガス・水道・下水道等使用量・料金のお知らせ」（検針票）に記載されている番号です。）を「供給地点特定番号」とします。
- 平成 29 年 4 月 1 日から、お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として、最終保障供給の制度（改正ガス事業法第51条）が措置されます。これは、新しいガス小売事業者からガスの供給を受けている場合で、その事業者がガスを供給することが困難となったときに、ガス水道局がガスの供給を保障するものです。



平成 29 年 4 月 1 日から都市ガス料金を改定します

原料ガス購入価格の値下げにより、都市ガス料金を値下げします。

1 か月に39m³ご使用される標準家庭では、月額233円の値下げとなります。

※値下げ幅は、旧料金(平成 28 年 11 月の原料費調整後の調整単位料金で算定したもの)と新料金を比較したもので、旧料金は 4,771 円、新料金は 4,538 円となり、233 円の値下げとなります。

なお、4 月分の料金については、3 月検針日の翌日から 3 月 31 日までは旧料金、4 月 1 日から 4 月検針日までは新料金の日割計算となります。

■一般契約料金表

(新料金)

(税込)

1 か月の使用量区分	基本料金 (1 か月当たり)	基準単位料金 (1 m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	367.20 円	107.58 円
25 m ³ 超 250 m ³ 以下	410.40 円	105.85 円
250 m ³ 超	626.40 円	104.98 円

(旧料金)

(税込)

1 か月の使用量区分	基本料金 (1 か月当たり)	基準単位料金 (1 m ³ 当たり)
24 m ³ 以下	367.20 円	128.05 円
24 m ³ 超 240 m ³ 以下	410.40 円	126.25 円
240 m ³ 超	626.40 円	125.35 円

※上記の料金表には原料費調整制度(輸入する原料ガスの価格変動を反映させる制度)に伴う調整額は含まれていません。実際に料金を算定する際に適用する単価(円/m³)は、基準単位料金に原料価格の変動を加味して毎月決定されます。

[1 か月のガス料金の計算方法]

ガス料金 = 基本料金 + 調整単位料金(基準単位料金 ± 原料価格の変動分調整額) × 使用量

- ・算定するガス料金は、早収料金(消費税相当額を含む。)です。納入通知書の発行日から20日[早収期限]経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金(早収料金の3%割増料金)となります。
- ・家庭用温水暖房契約等の料金については、3 月検針時にお知らせします。
- ・大口供給契約のお客さまには、個別にご説明にお伺いします。

■その他

- ・お引越などでガスの使用を中止する場合には、従来どおりガス水道局料金センターへご連絡ください。
- ・事前にお申込みをいただいている場合の開始・中止の訪問作業は、日曜日・祝日も行いますので、2日前までにお申込みください。
- ・「開栓」にはお客さまの立会いが必要となります。
- ・「開栓」は、訪問時にガス水道局の供給ガスとお手持ちのガス機器の適合を確認しますので、お引越の際にはすべてのガス機器をご用意ください。
- ・「閉栓」にはお客さまの立会いは必要ありません。ただし、ガスの元栓が建物内にある場合はお客さまの立会いが必要となります。

《自由化の「便乗詐欺」にご注意！》

あり得ないような投資話や、個人情報聞きだそうとするなどの詐欺が行われる可能性がありますのでご注意ください。

ガスの小売自由化に伴って、ガス水道局が、現在ご契約中のお客さまの個人情報聞き取りするなどといったことはありません。ご不信な場合は、一旦電話をお切りになり、下記のお問合せ先まで電話等でご確認ください。



【お問合せ先】

上越市ガス水道局 総務課経営企画室営業開発係

電話：025-522-5514

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

【ガスのご使用開始・中止のお申込みやガス料金納入などに関するお問合せ先】

上越市ガス水道局 料金センター

電話：025-522-7030

FAX：025-522-7001

受付時間：平日 午前8時30分～午後7時00分

土曜日 午前8時30分～午後5時00分

※日曜日、祝日及び年末年始(12月31日～1月3日)は休業日です。

ただし、平成29年3月26日、4月2日の日曜日については、受付業務を行っております。

※ご使用開始・中止のお申込みは、下記ホームページからも可能です。

ホームページURL <http://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/>
